

○本別町総合計画策定審議会条例

昭和46年10月1日

条例第25号

(設置)

第1条 本別町総合計画の策定に資するため、町長の附属機関として本別町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は町長の諮問に応じ、総合計画につき必要な調査、審議を行ない町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は委員30名以内をもって組織し、その委員は知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 前項に定めるもののほか特別の事項を調査、審議するため必要あるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員および議事に関係ある臨時の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。